

1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

国や沖縄県のスポーツ政策の動向

国においては、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年振りに全面改正し、平成23年に「スポーツ基本法^{*1}」を公布するとともに、平成24年には「スポーツ基本計画^{*2}」を策定されました。

スポーツ基本法においては、国及び地方公共団体はスポーツに関する施策を策定し実施する責務があることが定められており、地方公共団体においては、スポーツ基本法の定める基本理念にのっとり、スポーツに関する施策について、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特徴に応じた施策を策定し、実施する責務があると定められています。

スポーツ基本法第10条では、スポーツ基本計画を参しゃくして、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（地方スポーツ推進計画）を定めることが求められており、沖縄県では平成25年3月に「沖縄県スポーツ推進計画」を策定し、県、市町村、スポーツに関わるすべて人や団体が一体となって取り組むべき方向性を示しています。

宮古島市のスポーツ政策と社会環境の変化

本市では、スポーツを活用した人材育成と交流促進を基本とする地域活性化戦略として「スポーツアイランド構想」を掲げ、全日本トライアスロン宮古島大会をはじめとするスポーツイベントの開催やプロ野球球団のキャンプ誘致など数多くの取り組みを展開し、交流人口の増加による地域経済への波及効果などスポーツ振興および宮古島圏域の活性化に貢献してきました。

しかし、昭和63年に策定されたスポーツアイランド構想は、策定から20年以上が経過し、近年、人口減少や少子高齢化、世帯人員の減少、情報化の進展、地域コミュニティの希薄化、プロ野球キャンプの撤退などの社会情勢が大きく変化しています。

また、子どもの体力低下、多様なライフスタイルに対応するスポーツ環境に関する課題、プロスポーツや障がい者スポーツの発展など、スポーツを巡る状況も大きく変化しており、宮古島市のスポーツ振興の新たな展開を図る必要がでてきました。

スポーツアイランド構想

スポーツを基軸とした活動を活発にして宮古の健全な人づくりと宮古内外の交流を促進し、もって、宮古の活性と平和で民主的な地域づくりを推進するものとし、こうしたスポーツを活用した人材育成と交流促進を基本とする活性化戦略。

2. 計画の目的

宮古島市においても、スポーツの果たす社会的な価値、文化的な価値を確認したうえで、国や沖縄県のスポーツ関連部署と連携を図り、宮古島市を取り巻く社会環境の変化や地域の課題に対応するために、新たなスポーツ推進の基本計画「宮古島市スポーツ推進計画」を策定します。

また、宮古島市では、スポーツ推進と関連する事業や取り組みが示されている複数の個別計画があり、これらの事業や取り組みを関連付け連携させながら、スポーツを中心とした施策体系を構築し、本市におけるスポーツ推進を総合的かつ計画的に図ることも本計画を策定する意義です。

本計画においては、本市の特徴である地理的・自然的条件とスポーツ資源を有効に活かし、「スポーツアイランドの推進（スポーツを活用した人材育成と交流促進を基本とした地域活性化の実現）」と「生涯スポーツの充実（市民それぞれの体力や年齢、目的に応じて気軽にスポーツに親しむことができる環境の実現）」、「競技スポーツの充実」を目指します。

スポーツが果たす役割と対象とするスポーツ

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他精神の涵（かん）養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっています。

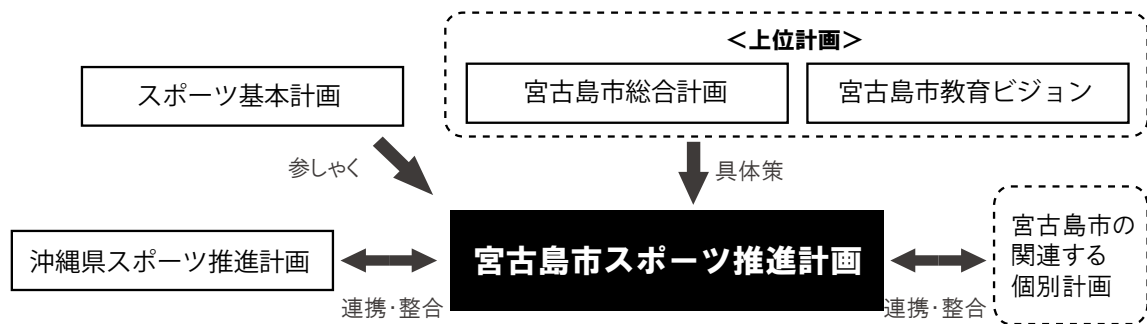
本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、競技性の高いスポーツだけでなく、ウォーキングや体操、ストレッチなど体を動かす活動や、介護予防のためのトレーニング、スポーツとして行われるレクリエーションも含めて計画の対象とします。

また、自らが体を動かして行う「する」スポーツだけでなく、他社の競技を観戦する「みる」スポーツや、監督・コーチ等の指導者、スポーツ大会の審判やスタッフ等として参画する「支える」スポーツ等も、スポーツ活動の対象とします。本計画では、「スポーツ」という概念や活動を広く定義づけ、住民のスポーツ・運動や健康づくりを推進していきます。

3. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条に基づき、スポーツ基本法の理念に則り、「スポーツ基本計画」を参しゃくするとともに、「沖縄県スポーツ推進計画」との整合性に留意して策定するものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「宮古島市総合計画」におけるスポーツ分野の部門別計画として具体的な取り組みの方向性を示し、各種関連計画との連携・整合を図りつつ、スポーツ関連施策の総合的な推進を図るための計画として位置付けます。



4. 計画の期間

本計画の期間は策定から概ね 8 年間（平成 27 年度～平成 34 年度）とします。

本計画においては、8 年間を通した目指す将来像、基本方針を定め、今後 5 年間に計画的に取り組む施策を定めることとします。ただし、社会情勢の変化や上位・関連計画の見直しが行われた際には、それらと整合性を図り、本計画の適宜見直しを行います。

H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
宮古島市スポーツ推進計画 (H27～34)							
(国)スポーツ基本計画(H24～33)							
沖縄県スポーツ推進計画(H25～33)							
第 1 次宮古島市総合計画		第 2 次宮古島市総合計画(H29～38)					
後期計画(5 年)		前期計画(H29～33)					